

令和5年第1回臨時会

長生郡市広域市町村圏組合議会会議録

令和5年9月28日 開会

令和5年9月28日 閉会

長生郡市広域市町村圏組合議会

令和5年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会議録

令和5年9月28日

1 出席議員

1番	金坂道人君	2番	岡沢与志隆君
3番	小久保ともこ君	4番	鈴木敏文君
5番	ますだよしお君	7番	鶴沢清永君
8番	袴田忍君	9番	田邊明佳君
10番	中村勇君	11番	小倉利一君
12番	阿井市郎君	13番	酒井良信君
15番	柴田孝君	16番	本吉敏子君
17番	松野唱平君	18番	御園生明君

2 欠席議員

6番 常泉健一君

3 説明員

管理者	田中豊彦君	副管理者	馬淵昌也君
副管理者	田中憲一君	副管理者	小高陽一君
副管理者	石井和芳君	副管理者	月岡清孝君
副管理者	平野貞夫君	教育長	内田達也君
事務局長	渡辺裕次郎君	消防長	中村希一君
水道部長	秋山忠君	公立長生病院 事務部長	柴崎勲君
消防本部次長 (総務課長事務取扱)	秋葉和彦君	水道部次長 (工務課長事務取扱)	白井光夫君
事務局長 総務課長	中村年孝君	医療民生課長	杉崎正文君
環境衛生課長	阿曾弘信君	水道部 管理課長	深山光男君
水道部 業務課長	菊池清美君	公立長生病院 総務課長	堺谷正男君
環境衛生課 主幹	渡邊稔也君	消防本部 総務課主幹	丸宏史君
会計管理者	岡澤靖江君		

4 事務局職員

議事 事務局 会長 石崎康志 書記 秋葉正人

議 事 日 程

令和5年9月28日 午後2時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号））
- 第 4 議案第1号 契約の締結について（新最終処分場土木建築工事）
- 第 5 議案第2号 契約の締結について（新最終処分場浸出水処理施設建設工事）

○議長（鶴沢清永君） 皆さん、こんにちは。

開会に先立ち、謹んで申し上げます。

既に御承知のとおり、白子町選出の板倉正道議員におかれましては、去る9月19日に御逝去されました。享年74歳でありました。

故板倉正道議員は、平成13年5月、白子町議会議員に当選以来、今日まで白子町政発展はもとより、平成29年12月から平成30年12月までは白子町議長職議員として、令和3年12月からは白子町議会選出議員として当組合議員となられ、広域行政発展のために寄与されました。ここに故人の生前をしのび、心から哀悼の意を表します。

ここで、本議会として、故板倉正道議員の御冥福を祈り1分間の黙とうを捧げたいと存じます。全員、14番席に向かいまして御起立をお願いいたします。

黙とう。

（黙とう）

○議長（鶴沢清永君） お直りください。

御着席をお願いいたします。御協力ありがとうございました。

次に、本日、臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

なお、6番常泉健一君から欠席する旨の届出がありました。

午後2時03分開会

○議長（鶴沢清永君） ただいまから、令和5年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は16名であります。よって、定足数に達し、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

先ほど、議会運営委員会を開き、今臨時会の運営等について協議をいたしましたので、その内容について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

岡沢議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（岡沢与志隆君） 皆さん、こんにちは。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

先ほど、議会運営委員会を開催し、令和5年第1回臨時会の日程及び会議の運営方法につきまして、協議をいたしましたので、その結果を御報告いたします。

お手元に、本臨時会の議事日程を配付してございますので、御覧いただきたいと思います。存じます。

日程第1といたしまして、「会議録署名議員の指名」を行います。

日程第2といたしまして、「会期の決定」を行います。この会期でございますが、提案されております議案等の内容から、本日1日としたいと思っております。

日程第3といたしまして、「専決処分の承認を求めることについて」であります。

日程第4と日程第5は、議案でございます。この議案2件につきましては、おのおの上程説明を受けた後、委員会付託を省略し、直ちに質疑、採決をするようお願いいたします。

なお、採決の方法は起立によりお願いしたいと思います。

以上が、今臨時会の運営に関する協議決定事項であります。

議員各位の御理解、御協力をお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（鵜沢清永君） 御苦労さまでした。

以上で、議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

本日の議事日程を報告いたします。

日程は、先ほど議会運営委員会、岡沢委員長から報告のあったとおりですので、御了承願います。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

9番田邊明佳君、10番中村勇君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、今回提出されました議案の内容と議会運営委員会の意向を尊重し、本日1日にしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

ここで、管理者からの挨拶の申入れがございましたので、これを許します。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君） 令和5年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、時節柄、大変お忙しい中、本臨時会に御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、日頃より広域行政の進展に御指導、御協力を賜り、感謝を申し上げる次第であります。

まず、先ほど議長からもお話がありましたが、白子町議会から本組合の議員として、御就任されておりました板倉正道議員におかれましては、今月19日に、御逝去されました。

広域行政の発展のため、御尽力をいただいておりますが、ここに故人の生前をしのび、組合を代表して、心から御冥福を申し上げる次第であります。

さて、9月8日、台風13号の接近に伴い、千葉県北西部と南部で線状降水帯が発生し、記録的な大雨に見舞われました。長生管内では、土砂崩れや河川の氾濫により、家屋等、多くの浸水被害を受けました。

被災されました方々には、心よりお見舞いを申し上げますところでございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

ただいま申し上げました、この度の台風13号の接近に伴う大雨により、当組合の各施設においても、被害が発生いたしました。この管理棟は被害をまぬがれましたが、鶴枝川の氾濫により、正面玄関の階段最上部まで浸水し、環境衛生センターごみ処理場では、エレベータ棟が浸水により、機械室の油圧ポンプや制御機器が故障したため、使用ができなくなっております。

最終処分場のエコパーク長生では、嵩上げ工事を実施しましたが、嵩上げ部、堰堤上部の外側法面が12か所崩落しました。埋立地内は、遮水シートで覆われているため、崩落による埋立物が外部へ流出することはないとのことでございます。

次に、夜間急病診療所でございますが、床上30センチを超える浸水があり、9月8日から10日までの3日間休診しましたが、復旧作業を実施し、9月11日には診療を再開いたしました。

なお、休診中の急病患者の受入れにつきましては、二次待機病院に受入要請をし、対応いただいたところでございます。

次に、消防本部ですが、9月8日の対応件数については、合計208件でございました。また、救出人員と避難誘導を合わせますと、合計は144人で、市町村別では、茂原市が140人、長柄町が2人、長南町が2人でございました。

そのほか、冠水した道路を走行した際、救急車のフロントバンパーが変形したもの、非常備消防でも、排水活動中に小型ポンプが故障したものがあり、それぞれ修理で対応可能とのことでございます。

次に、水道部でございますが、5件の被害がありました。給水への影響はございませんでしたが、睦沢町と長南町で配水管の破損が2件あり、既に水道部で対応いたしました。

また、長柄町と長南町で道路下崩落による配水管の露出が2件、浄水施設では、長柄町で取水井へ通じる町道の土砂崩れにより車両通行不能が1件あり、それぞれ道路管理者が復旧の対

応をいたします。

なお、被災された方を対象に、水道料金の減免措置を行います。議会後の行政報告で、詳細について御説明させていただきます。

最後に、長生病院ですが、裏手の山側からの濁流により、広範囲にわたって排水処理が追いつかず、救急棟1階フロア全面が一時的に15センチ程度床上浸水したほか、B棟ボイラー室、機械室なども床上浸水いたしました。

組合全体として、現在、事業が停止しているものはございませんが、今後、補正予算により対応させていただくものもございますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、被害状況につきましては、お手元に資料をお配りしておりますので、後ほど御参照いただきたいと思いますと思っております。

さて、本日、御審議いただきます案件は、承認第1号として、この度の台風13号に伴う災害廃棄物の処理に早急に対応するための予算を専決処分したので、承認を求めるものでございます。

議案といたしましては、最終処分場の建設工事に係る契約案件2件について、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当から説明いたしますので、議員各位におかれましては、慎重なる御審議をいただきまして、御可決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 御苦労さまでした。

以上で管理者の挨拶は終わりました。

日程第3「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「承認第1号専決処分の承認を求めることについて」御説明申し上げます。

本件は、令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定に基づき、令和5年9月15日に

専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

なお、組合では本件について、臨時議会招集を検討したところですが、災害廃棄物処理等を早急に進める必要があったことから専決処分により対応をしたものでございます。

補正予算の内容について御説明いたします。

補正予算書1ページをお開きください。

本補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億9,746万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億5,883万1,000円といたしました。

続きまして、歳出予算を御説明いたします。

4ページをお開きください。4ページ下段、3歳出の表を御覧ください。

4款2項5目最終処分場費、14節工事請負費で、大雨により、エコパーク長生の焼却灰埋立地の、嵩上げ法面の一部が流れ落ち、早急に復旧工事を行わなければ被害が拡大するおそれがあることから、179万8,000円を増額し、その財源として、3目可燃物処理費及び7目新最終処分場建設費で、執行に伴い生じた不用額を減額し、組替えを行うことで市町村負担金の増額は行わないこととしました。

また、9目に災害廃棄物処理費を追加し、12節委託料で、茂原市、長柄町、長南町の災害廃棄物運搬処理業務委託料として、2億9,746万9,000円を計上したものでございます。

これに伴う歳入ですが、上段の、2歳入の表を御覧ください。

3段目の7款2項1目1節雑入で、災害廃棄物の中に見込まれる、ごみ資源化物売却代として10万2,000円を増額したものでございます。

続きまして、1つ上の段、3款1項1目1節清掃費補助金で、災害廃棄物処理事業補助金として、災害廃棄物運搬処理業務委託料の一般財源の2分の1として、1億4,868万3,000円を計上いたしました。

最後に、1款1項1目2節市町村特別負担金で、災害廃棄物運搬処理業務委託の見込み量に応じた茂原市、長柄町、長南町からの特別負担金として1億4,868万4,000円を通常のごみ処理費とは分けて増額したものでございます。

なお、災害廃棄物処理費特別負担金の3市町の負担金額内訳などは5ページに記載してございますので、後ほど御確認ください。

以上、承認第1号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することを決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑の回数は、議会運営委員会の決定により3回までといたします。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

なお、採決の方法は起立によりお願いいたします。

「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）」を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。

したがって、承認第1号は承認されました。

日程第4「議案第1号契約の締結について（新最終処分場土木建築工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 提案理由を御説明させていただく前に、これから御審議いただきます議案第1号及び議案第2号につきましては、新最終処分場建設事業のスケジュールからいたしますと、8月の令和5年第2回議会定例会に議案として提出することを目指し、事務を進めておりました。

7月20日に行われた入札において、土木建築工事の落札額が最低制限価格とほぼ同額であったことから、不自然な金額であるので、その正当性を調査するよう指示があり、入札調査会を設置し、土木建築工事落札事業者、設計業務受託事業者、また、職員へも調査を行い、議会前の管理者会議において、調査結果を報告しましたが、さらに詳細な調査をと、また、調査に当たっては、職員以外の第三者の立会いについて御指示があり、8月の議会での議案提出を見送ったものでございます。

職員の再調査では、職員のデータの持ち出しはなく、事業者とのメール送受信を確認し、疑わしい履歴はございませんでした。事業者への再調査は9月11日に第三者として弁護士立会いのもと、事業者から積算の過程、積算根拠の説明を受け、積算等の関係資料の提出も求め、書類の点検等も実施いたしました。弁護士からの意見と合わせ、この度の落札額は事業者により積算され、適正なものであったと判断し、先週20日の管理者会議で報告し、議案として提出することの承認を得て、本日の臨時会を開催させていただいたところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、「議案第1号契約の締結について」御説明申し上げます。

本案は、新最終処分場土木建築工事について、予定価格が1億5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、新最終処分場土木建築工事でございます。

契約の方法は、制限付一般競争入札で、契約金額は、39億8,817万1,000円、契約の相手方は、代表企業が、千葉市中央区富士見2丁目22番2号、日本国土開発株式会社、代表企業以外の構成員が、長生郡一宮町一宮3178番地、片岡工業株式会社で構成する、日本国土・片岡工業特定建設工事共同企業体でございます。

契約の概要につきましては、お手元の参考資料を御覧ください。

現最終処分場である、エコパーク長生の埋立容量の逼迫から、新たな一般廃棄物最終処分場を建設しようとするもので、本工事は、大規模かつ難易度の高い工事であることから、建設事業者の技術力などを結集することにより、確実かつ円滑な施工の確保及び地元企業の育成や技術力の向上を目的に、特定建設工事共同企業体の各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式での発注といたしました。

工事場所は、長生郡長柄町船木地先の船木八反目地区でございます。

事業地面積約6.9ヘクタールにおいて、敷地の造成や埋立地を建屋で覆う被覆型最終処分場

を築造し、埋立容量約8万7,000立方メートルで、長生郡市内で発生する15年間分の焼却灰等の埋立容量を確保するものでございます。

資料2ページ目を御覧ください。

入札概要でございます。

本工事における、入札参加資格審査申請のあった特定建設工事共同企業体6者は資格要件を満たしており、令和5年7月20日に入札を行い、資格要件を満たした全6者から応札がございました。

開札の結果、1者が長生郡市広域市町村圏組合契約競争入札心得第13条第1項の規定により算出した、最低制限価格未満で失格となり、日本国土・片岡工業特定建設工事共同企業体が税抜き36億2,561万円、請負比率92.0%で落札しましたので、本臨時会において、議会の議決をいただき、工期を議会議決の日の翌日から令和8年3月19日に設定し、本契約を締結しようとするものでございます。

以上、議案第1号について御説明申し上げました。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することを決定いたしました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

2番岡沢与志隆君。

○2番（岡沢与志隆君） それでは、質疑をさせていただきます。

今回の契約案件に関しましては、以前からいろいろ怪文書等が出たりしているにもかかわらず、入札を執行した。また、最低制限価格に近い金額で落札となったことに対して、入札の執行そのものについては適正だったのか伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質疑終わりました。

答弁願います。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 本組合には、談合情報対応マニュアルがございまして、調査を行う情報といたしましては、情報提供者及び通報者の氏名等が明らかであることや具体的な事実が明確であることなどとなっております。そういったことから、今回の怪文書については、調査は不要であると判断し、怪文書に惑わされることなく、粛々と事務を進めてまいりましたので、入札の執行は適正であったと判断しております。

また、今回の入札では、6者からの応札がございました。開札の結果、先ほども申し上げましたが、最低制限価格を下回ったものが1者、残りの5者のうち、最低価格でございました業者を落札者といたしましたので、入札は適切に執行されたものと判断しております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 説明が終わりました。

再質問ございますか。

2番岡沢与志隆君。

○2番（岡沢与志隆君） 入札は適正だったということなんですけれども、今回の入札で、最低制限価格に近い金額で落札されたことに対して、先ほどの説明では、入札調査会として弁護士の立会いのもとで、事業者からの聞き取り等の結果によって、落札額は事業者により積算されたということだったと思うんですが、それらの具体的な聞き取り内容について伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 当局の答弁を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 落札業者であります日本国土開発、片岡工業、また、設計会社であります日産技術コンサルタントにつきましては、設計に関する当組合職員や事業者間での接触状況などの聞き取り調査を実施いたしました。

また、職員の調査に関しては、USBや外部メールなど、データ持ち出しについて聞き取り調査を実施し、問題はございませんでした。

事業者への再調査では、第三者として弁護士立会いのもと、今回の落札額に当たり積算した日本国土開発に対し、入札金額の積算方法や積算が必要であった見積りとその徴取先など、関係書類の提出を事前に依頼しまして、その積算等の点検を行い、事業者からの説明と質疑を行ったところでございます。

事務局でできる全てのことを実施したものと、私ども考えており、これ以上のことは捜査権のない中では無理があり、弁護士の立会いのもと、入札額の積算が事業者によりなされたと判

断したところでございます。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

再々質問ございますか。

2番岡沢与志隆君。

○2番（岡沢与志隆君） 先ほど、怪文書については談合情報対応マニュアルによって対応したとのことだったんですけども、そのほかに、怪文書の取扱いについて、そのほかどのような対応をしたのか伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 当局の答弁を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 怪文書についてでございますが、既に地元、茂原警察署に怪文書の写しを提出し、相談をかけておるところでございます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

規定回数に達しましたが、要望などございますか。

2番、岡沢与志隆君。

○2番（岡沢与志隆君） それでは、今回の怪文書に対しては、警察に相談するなど毅然とした態度で臨んでいただいているということで、評価をしたいと思います。しかし、入札に対しては不透明な部分もありますので、必要に応じて、入札方法を見直すなど、再検討することを要望いたしまして、私の質疑を終わります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） ほかに質疑ございませんか。

5番ますだよしお君

○5番（ますだよしお君） 本工事は、たしか8月の議会で提出とするという予定だったと思うんですが、情報漏えいの疑いがあるからということで延びていると思います。8月の議会前には、もう既に組合内からの情報の漏れはないというのが分かっていたと思うんですね。それとあと業者の方も豊富なデータを持っているので、同じ単価を算出することが可能だというような、たしか答弁があったというふうに耳にしています。

ここで1か月再調査ということで延びまして、そうしますと圏外搬出料が2,400万円ぐらいかかると思うんですが、この責任は誰がどのように取るんでしょうか。というのは、この2,40

0万円の65%強というのは、茂原市の負担なんですね。茂原市民の代表として、それはぜひ伺いたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 当局の答弁を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 落札額に対し、不自然と判断し、組合職員やコンサルタント会社、落札業者に対し、組合職員や事業者間の情報漏えいなどの聞き取り調査を行った上で、拒否や非協力的な様子はなく、問題ないと判断いたしましたところですが、8月の議会前の管理者会議でまだ調査が足りないのではとのことから、8月の議案提出を見送ったところでございます。聞き取り調査の進め方や内容などについては、弁護士と相談しながら進めてまいりましたが、そのような結果となり、反省しているところでございます。

再度の調査については、第三者である弁護士立会いのもと、実施し、入札額の積算が落札事業者によりなされたものと判断しまして、本臨時会に提出したものであります。御可決いただければ、請負業者と早急に協議に入り、工程管理を着実にを行い、安全で安心な施設の建設に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

5番ますだよしお君

○5番（ますだよしお君） 事務局長の答弁ではなくて、管理者会議で検討された首長さん方に改めてお尋ねしたいと思います。

例えば、広域の職員が、捜査権も調査権も何もないのに、例えば、泥棒した人間に、お前泥棒したかと聞いたら、泥棒したとは言いませんよ。これは当たり前の話ですね。それで1か月伸ばしているんです皆さん方、管理者のかたは。そんなもの今回だって、恐らく、膨大なデータがあるから、その中から算出していく理屈だと思いますよ。そんなの1か月前から分かっていることじゃないですか。私が聞くのは、分かっているものを1か月引き延ばした管理者会議の皆さんにどういう責任を取るんだと、2,400万円のうちの65%強は茂原市が負担するんですよ。茂原市民に説明がつくような説明をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

当局の答弁を求めます。

管理者、田中豊彦君。

○管理者（田中豊彦君）　まずだ議員からの御質問でございますけれども、私としても本来であれば8月に議会上程したので、ここで可決していただきたかったんですが、あまりにも入札の金額が僅差なものですから、一部管理者の方から何かおかしいんじゃないかということで再調査を依頼した方がいい、こういう御指摘を受けまして、私としてもそうであるならば、金はどうしても1か月分か半年か分かりませんが、可能性があるんで、それをかかるとを前提でよろしいですねという話はしたつもりでおります。

この件に関しましては、やっぱりいろいろと私に対する怪文書が飛んだりしてましたので、私としてもすっきりさせたい、こういう思いもありましたので、1か月間の再調査によりまして、今の結論に至ったというところではありますが、いずれにいたしましても、これもし、可決されれば、工事業者の方にはできるだけ工期の短縮をお願いして、1か月延びるといことなんですけれども、この辺も調整していただき、できるだけ範囲内で処理をしていただければと、こういう思いでありますので、どうか御配慮をひとつよろしくお願い申し上げたいと思っております。

○議長（鶴沢清永君）　答弁と説明が終わりました。

再々質問ございますか。

5番ますだよしお君

○5番（ますだよしお君）　これ以上質問すると、議案質疑じゃなくて違う方向に行ってしまうおそれがありますので、質疑はここで終わりたいと思います。

それで、1点だけ言わせていただきたいと思います。1か月延びて2,400万円、逆を言えば、工事期間が1か月詰まれば、早く工事完了すればそれが埋まるわけですね。ぜひ、当局の皆さん、あるいは管理者の皆さん方には、落札業者である国土と片岡さんですか、JVの業者の皆さんに1か月でも2か月でも早く工事が完了するようにお願いしていただくよう要望しまして私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君）　ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君）　なければ、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第1号契約の締結について（新最終処分場土木建築工事）」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立全員。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第2号契約の締結について（新最終処分場浸出水処理施設建設工事）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺事務局長。

○事務局長（渡辺裕次郎君） 「議案第2号契約の締結について」御説明申し上げます。

本案は、新最終処分場浸出水処理施設建設工事について、予定価格が1億5,000万円以上であるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、契約の締結に当たり議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的でございますが、新最終処分場浸出水処理施設建設工事でございます。

契約の方法は、総合評価落札方式一般競争入札でございます。

契約金額は、31億8,780万円で、契約の相手方は、東京都品川区南大井6丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社でございます。

契約の概要につきましては、お手元の参考資料を御覧ください。

現最終処分場である、エコパーク長生の埋立容量の逼迫から、新たな一般廃棄物最終処分場を建設しようとするもので、本工事の請負業者の選定は、価格のほか、企業の持つ技術力を活用し、予定価格の範囲内において、より高い品質の施設建設が可能となる総合評価落札方式を採用いたしました。

工事場所は、長生郡長柄町船木地先の船木八反目地区でございます。

事業地面積約6.9ヘクタールにおいて、被覆型最終処分場の埋立地内から発生する浸出水を処理する処理能力が日20立方メートルの浸出水処理施設を建設するものでございます。

資料2ページ目を御覧ください。

入札概要でございますが、本工事における、入札参加資格審査申請のあった1者は資格要件

を満たしており、入札参加資格者から提出のあった事業提案内容については技術審査と価格審査を行い、日立造船株式会社東京本社を落札者として決定しましたので、本臨時会において、議会の議決をいただき、工期を議会議決の日の翌日から令和8年3月19日に設定し、本契約を締結しようとするものでございます。

次に、総合評価落札方式に係る経過について御説明いたします。

まず、入札参加業者からの技術提案書を審査する長生郡市広域市町村圏組合新最終処分場浸出水処理施設建設工事に係る総合評価技術審査会を設置いたしました。

総合評価落札方式については、地方自治法の規定により、落札者決定基準を定めようとするとき、または、落札者を決定しようとするときには、あらかじめ、学識経験者の意見を求める必要がございますので、技術審査会の委員には、学識経験者として、千葉県環境審議会の委員などを歴任されている大学教授などの2名のほか、行政側から3名を加え、5名の委員構成といたしました。

第1回目、第2回目の技術審査会では、入札説明書や落札者決定基準などについて審議をいたしました。

入札説明書では、入札参加者に関する条件を定めるほか、予定価格の事前公表などを定めたところでございます。

落札者決定基準は、技術審査会において、技術審査と価格審査の配点を、これまで組合で実施しました総合評価入札の事例を参考に、技術点を70点、価格点を30点の合計100点に設定いたしました。

技術審査では、プラントの安定稼働に関する項目や、維持管理コスト削減に関する項目などを設け、それぞれの提案内容に対し配点し、採点することといたしました。

価格審査では、予定価格と入札額を比較し、最低入札額が満点となる計算式を定め、さらに、評価対象下限価格を設定し、一定額以下の入札額は全て30点満点となるよう設定し、過度な価格競争に伴い工事品質が低下することを防いでおります。

なお、技術審査は、参加企業名を伏せて審査することで、企業ブランドに左右されることなく、また、価格審査を事務局が行うことで、価格にもとらわれず、技術審査が行われるように配慮いたしました。

これらの規定を令和5年2月1日に入札公告で示し、入札への参加業者を募集したところ、入札参加申請者は1者でございましたが、長生郡市広域市町村圏組合契約競争入札心得第5条第10項による入札参加者が1者の場合でも当該入札は執行するものとするとの規定から1者入

札でも契約事務を進めるとともに、技術提案書の審査に当たり、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を行うことについて、技術審査会に御承認いただいた上で、技術審査を行いました。

令和5年4月27日に技術提案書、令和5年6月7日に入札書が本工事落札業者である日立造船株式会社東京本社から提出され、入札書は契約担当部署において保管されました。

なお、技術提案書の審査は、企業名を伏せた中で、各委員が細かく確認するとともに、入札参加者のプレゼン・ヒアリングを受けて行い、令和5年7月20日の第5回技術審査会において、各委員が審査項目ごとの評価を行い、全委員の審査項目ごとの平均点の合計を技術点数とし、算出いたしました。

価格審査は、令和5年7月20日に開札し、価格点数を算出いたしました。

入札結果及び総合評価結果を3ページ目に記載しておりますので御覧ください。

入札の結果、入札参加者、日立造船株式会社東京本社の入札書記載金額は、税抜き28億9,800万円で、請負比率98.57%でございました。

総合評価の結果は、技術点数が46.80点、入札価格に落札者決定基準に基づく算出式により算出した価格点数は30点で、技術点数と価格点数の合計である総合点数は76.80点で、日立造船株式会社東京本社を落札者といたしました。

落札者の提案内容は、本工事の事業内容を理解し、要求水準書に示した性能条件を満たし、かつ、創意工夫やノウハウが盛り込まれた提案内容であり、技術審査会にも高く評価されております。

以上、議案第2号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認め、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、質疑を許します。

質疑ございませんか。

13番酒井良信君。

○13番（酒井良信君） 議長に申し上げます。

私の説明について、自分の意見書がありますので、全員に配ってよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 配付を許可します。

（資料配付）

○議長（鶴沢清永君） 配付漏れはございませんか。

はい、どうぞ。

○13番（酒井良信君） それでは、浸出水処理施設の入札執行における競争性の欠落について申し上げます。

競争性欠落の理由、メーカー5社に見積依頼をしたが、提出した業者2社、見積額により予算をつり上げ32億まで膨らんでいます。近年の同類系施設の9億から15億に対して異常な見積り金額であります。

見積り業者が少ないため、競争性がなく、高額見積りを指示された結果である。多数の実績がある企業に対して、経営審査点数を理由に見積りを依頼していない。多数の業者に見積りを徴取していれば、予算は32億も必要ないと私は思っております。私の考えでは、数億円の差が出てくると思います。

これは、すなわち、広域でも消防署の一宮、睦沢の消防署、非常に古くて建て替え、みんな希望をいっぱいしております。それに匹敵する金額であります。

今回の入札参加条件は、経営審査点数を1,200点以上に設定して、実績のある事業者を排除している。過去に汚泥再生処理センター建設工事において、総合評価方式を採用しているが、評価対象下限額の応札により、特定の業者に落札できるようにしてあり、結果、金額の高い業者に決定している。

今回の総合評価方式も特定の業者を選定できる方式となっている。施工実績において、公共事業は技術の進歩に伴い、新しい技術を導入すべきだが、今回の参加要件に、過去20年間の年度制限がない、公共事業で施工実績においては、10年から15年とあります。落札した業者は年度制限にすると実績がないため、参加できるように年度制限を組んでいない。入札の結果、参加は1者、予算満額で落札している。

この業者選定の進め方は、競争性がなく、官製談合が疑われるため、参加制限をせずに見積業者、入札参加業者を増やすように組合等に説明しましたが、組合職員は、完全に無視をしまいりました。公共事業の入札執行でありながら、公平性、競争性に大きく逸脱した入札執行であり、特定の業者に落札させるための官製談合の疑惑も払拭できません。

2枚目の入札公告、入札説明書については、事務局のほうから再三、説明がありましたけれども、私たちも、2番の入札参加者1者の場合、入札が成立すると記載がありますが、長生郡市広域市町村圏組合契約競争入札心得第5条第10項において、入札参加者が1者で執行することもある。また、管理者が競争性を確保するために入札を中止することができるという記載もあります。入札参加者が1者の場合、当該入札は執行するものとする、ただし、管理者が特に競争性を確保するために必要とした案件については、入札を中止することができる。

この件に関しましては、印西町の町長の判断があります。管理者、約30億の契約行為に対して、今回の入札参加者による結果から、競争性を確保したと言えるのか、また、技術提案書の採点をしているが、1者の参加において、誰が何を基準と採点したのか、学識経験者や委託先コンサルタントや専門的な技術の知見はあるのか、知見もなく採点したことは、適正な評価と言えるのか、これによって、私は決議の中止、行政、学識経験者の説明会の開催を求めます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 質疑は終わりました。

当局の答弁を求めます。

答弁はよろしいですか。

（「分かるところだけ答弁してください」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 阿曾環境衛生課長。

○環境衛生課長（阿曾弘信君） すみません、質問の内容を確認したいんですけども、2枚目の入札公告の説明書についてというところの上の方から、何者の参加を見込んだか、そういったお話でよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○環境衛生課長（阿曾弘信君） 6者の参加を見込んだものでございます。

それと、何者が申請を行い、何者が資格を有していたかというところでございますが、申請は1者から申請がございました。資格につきましては6者が有したものでございます。1者が申請あって、その1者は資格を有しています。全体の6者、資格を有していましたが、申請のあった会社が1者だけだったので、1だけが審査を行ったということです。

技術提案書を提出した会社は1者でございます。

あとは、入札価格につきましては、お手元の資料にございますとおり、28億9,800万円、落札率は98.57%でございます。以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 渡邊衛生環境課主幹。

○衛生環境課主幹（渡邊稔也君） 次の、入札参加者が1者だったと入札が成立するという記載がないが、組合の入札心得第5条第10項において、入札参加者1者でも執行する、また、管理者が競争性を確保するため、入札を中止することができるものとする。この中で、競争性を確保したと言えるのかということですが、こちら、入札をかけたところ1者でございました。

皆さん、御承知のとおり最終処分場というのは、圏域内になくってはならない施設であるということと、エコパーク長生の埋立てが逼迫しているという状況下からどうしても造らなくてはいけないという施設でございますので、これについては1者でも入札を執行したというものでございます。

以上です。

次に、技術提案書の採点をしているが、1者の採点において、誰が何を基準で採点をしたのか、学識経験者や付託するコンサルタントの専門的な知見はあるのか、知見もなく採点したことは適正な評価と言えるのか、というものでございます。

まず、工事の総合評価落札方式における委員におきましては、本工事における応募者からの技術提案書に対しまして、中立かつ公正な審査及び評価を行うことを目的に、総合評価技術審査会というものを設置しております。委員の選考ですが、当組合の新最終処分場浸出水処理施設建設工事に係る総合評価技術審査会設置要綱に基づきまして、委員は5名において組織いたしまして、構成は学識経験者2名とその他管理者が必要と認める者となっております。

学識経験者には、千葉県におきまして、廃棄物処理ですとか、資源循環の推進に係る事項について審議する千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会の前部会長である瀧和夫千葉工業大学名誉教授、現部会長である宮脇健太郎明星大学理工学部教授の2名に組合から直接お願いしております。

瀧先生は、組合の汚泥再生処理センター建設に係る総合評価審査会委員であるほか、また、最終処分場候補選定委員会の委員もお願いしており、また、水処理のプロフェッショナルとして全国的に有名な方でございます。

また、宮脇先生ですが、廃棄物工学、衛生工学、最終処分場などの環境科学系を専門分野とした、こちらも全国的に有名な方でございます。

上記2名の方に審査委員会に加わっていただくということで、十分な技術提案内容の審査、また、よりよい施設建設が可能と判断したものでございます。

誰が何を基準で採点したのかということですが、基準でございますが、地方自治法に基づく落札者決定基準ということと解しまして御回答させていただきます。

本工事の落札者決定基準でございますが、他自治体の処分場建設ですとか、当組合の汚泥再生処理センター建設時の落札者決定基準を基に作成をしたものであります。また、総合評価落札方式を行おうとするときは、地方自治施行令第167条10の2規定によりまして学識経験者の意見を求めた上で、落札者決定基準を定め、これを公告しなければならないとされております。

本工事におきましても、その落札者決定基準を技術審査会で審査いただき公告しており、その落札決定基準に基づきまして採点をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 当局の答弁が終わりました。

再質問ありますか。

13番酒井良信君。

○13番（酒井良信君） この問題は、業者1者、高額な見積り、これが一番の問題なんですよ。

先ほど6者から見積り依頼と言いましたけれども、6者とはどこのことですか。

○議長（鵜沢清永君） よろしいですか。

当局の答弁を求めます。

渡邊衛生環境課主幹。

○衛生環境課主幹（渡邊稔也君） 該当する業者6者、見積り先につきましては、5者から見積りを徴取しまして、経営審査事項上位の5者から見積りを徴取し、2者から回答がございました。見積りにつきましては、日立造船株式会社及びJFE環境テクノロジー株式会社から見積りをいただいております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 当局の説明が終わりました。

再々質問ございますか。

○13番（酒井良信君） 今の質問に対してもよろしいですか。

○議長（鵜沢清永君） はい。

○13番（酒井良信君） 日立造船とどこですか。

○議長（鵜沢清永君） 当局答弁。

○衛生環境課主幹（渡邊稔也君） JFE環境テクノロジー株式会社でございます。

○13番（酒井良信君） JFFエンジニアリングですか。

（「環境テクノロジーです」の声あり）

○13番（酒井良信君） 私の知る限りだとJFEエンジニアリングは、実績がない業者になって

おります。こういう実績のない業者になぜ見積りを依頼するんですか。

○議長（鶴沢清永君） 質問、よろしいですか。

（「あのですね……」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） ちょっと待ってください。

阿曾環境衛生課長。

○環境衛生課長（阿曾弘信君） すみません、J F E環境テクノロジーでございます。

○13番（酒井良信君） そこは実績あるのか。

○環境衛生課長（阿曾弘信君） 平成12年に静岡県的小山町で実績がございます。

○議長（鶴沢清永君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、質疑を終結いたします。

次に討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） なければ、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

「議案第2号契約の締結について（新最終処分場浸出水処理施設建設工事）」を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日の会議に係る会議録の調製に当たり、字句、その他細部の整理を要するものについては、会議規則第43条の規定によって議長に委任していただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認めます。

これをもって、令和5年度第1回長生郡市広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。

御苦労さまでした。

午後 3 時 1 1 分閉会